

廃棄物の区分

廃棄物処理法では、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分し、「一般廃棄物」は「産業廃棄物以外の廃棄物」として扱います。

「一般廃棄物(ごみ)」は、家庭から出る「家庭系ごみ」と、事業所等から出る「事業系ごみ」があり、「産業廃棄物」と「事業系ごみ」を「事業系廃棄物」といいます

廃棄物の区分

一般廃棄物

家庭系ごみ

一般家庭の日常生活に伴って出るごみ

家庭から生じた廃棄物

町で収集します

事業系ごみ

事業所から事業活動に伴って出るごみのうち産業廃棄物以外のもの

事業活動に伴って出る廃棄物

町では

収集しません

産業廃棄物

事業所から事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法律で定められた下記の種類の廃棄物



事業系廃棄物は、家庭のごみとして出せません。自己の責任で適正に処理しましょう。

事業系ごみは、町では収集しません。収集運搬許可業者へ処理を依頼するか、自ら『那覇・南風原クリーンセンター』へ搬入して下さい。

産業廃棄物は、町の処理施設に搬入する事はできません。産業廃棄物処理業者へ処理を依頼するか、自ら産業廃棄物処理施設へ搬入して下さい。

事業系ごみは家庭のごみとして出す事ができません!!

事業系ごみとは?

事業活動に伴って排出されるごみで産業廃棄物以外のごみをいいます。

事業活動には、店舗、会社、事務所などの営利を目的とするものばかりではなく、病院・学校・社会福祉施設等の公共サービス等を行っている事業も含まれます。

●このような廃棄物が事業系廃棄物になります

《事業系ごみの例》

- ★事務所、店舗から出る紙くず。梱包に使用したダンボールなど
- ★飲食店、従業員食堂から出る残飯など
- ★卸小売業から出る、野菜くず・魚介類など
- ★従業員の食べた弁当がら等の容器

《産業廃棄物の例》

- ★事務所・店舗から出た家電製品(金属くず)、蛍光灯(ガラスくず)など
- ★荷物の集配に使用したプラスチック製の梱包材等(廃プラスチック類)など
- ★建物の建築・改築・除去に伴って発生した紙くず・木くずなど



事業者の責務について

さまざまなごみによって私たちの生活環境に影響が及ばないよう、法律などでごみを出す者(事業者)が守らなければならない事が定められています。

事業系廃棄物は、事業系ごみと産業廃棄物に適正に区分し、処理しなければなりません。



- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければなりません。
(廃棄物処理法第三条第1項)(町条例第四条第1項)
- 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進すること等により減量をしなければなりません。
(廃棄物処理法第三条第2項)(町条例第四条第2項)
- 事業者は、廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関し、本町の施策に協力しなければなりません。
(廃棄物処理法第三条第3項)(町条例第四条第2項及び第十八条第1項)

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理**しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその**減量に努める**とともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し**国及び地方公共団体の施策に協力**しなければならない。

【南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例】

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理**しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生資源を原材料として使用された製品の使用及び過剰な包装の回避等の措置を講じ**廃棄物の減量**が図られるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、前2項に定めるもののほか、**廃棄物の適正処理**の確保等に関し**町の施策に協力**しなければならない。

(清潔の保持)

第十八条 事業者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物の**清潔を保つ**よう努めなければならない。

- 2 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 3 全項に規定する場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。



不法投棄・野焼きは犯罪です!!

みだりにごみを捨てることは、ごみの不法投棄にあたる**環境犯罪**です。町では不法投棄された廃棄物に関して、速やかに現場を確認し、証拠物の収集等による**投棄者の調査**を役場・保健所・警察と連携して行い、**投棄者を特定**します。



STOP!不法投棄!!

不法投棄は、5年以下の懲役若しくは、1千万円以下の罰金を科せられる場合があります。(法人に対しては更に3億円以下の罰金を併科)
【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】第16条及び第25条、第32条

～土地の所有者(管理者)の方へ～

土地の所有者(管理者)は、法律により清潔保持の義務があります。所有者(管理者)は、立札・柵などの不法投棄の防止対策を講じたり、雑草を刈り取るなど適正な維持管理に努め、「不法投棄をしない・させない環境作り」にご協力をお願いします。

野外焼却や**基準を満たさない焼却炉**での**ごみの焼却**は**禁止**されています。庭先や空き地などでごみを焼却すると、ダイオキシン類など**人体に有害な物質**が発生したり、煙や悪臭、飛灰により**周辺の環境に悪影響**を与えます。



STOP!野焼き!!

違法な野焼きをした場合、5年以下の懲役若しくは、1千万円以下の罰金を科せられる場合があります。(法人に対しては更に3億円以下の罰金を併科)
【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】第16条の2及び第25条、第32条



事業系ごみの正しい分け方・出し方

事業系
ごみ

(那覇・南風原クリーンセンターに搬入できる廃棄物)

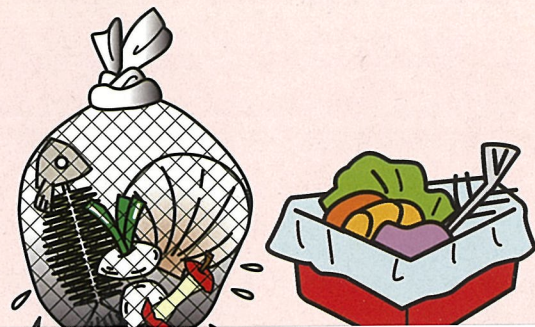
●プラスチック等



※事業活動に伴う廃プラスチックは産業廃棄物です。町への搬入はできません。従業員の生活活動に伴う廃プラスチックの搬入は可能です。(弁当がら、お菓子の袋、ペットボトルのキャップ等)

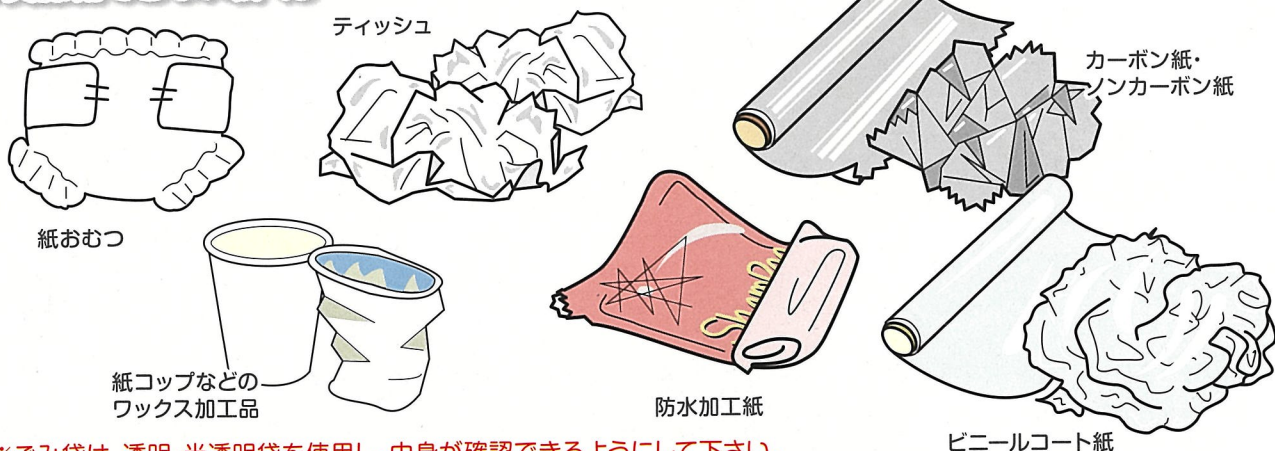
●生ごみ

※水気はしっかりと切りましょう。



※南風原町では生ごみ処理機への助成を行っています。
【住民環境課生活環境班】TEL.889-1797

●資源化できない紙くず



※ごみ袋は、透明・半透明袋を使用し、中身が確認できるようにして下さい。

よく見られる違反～収集・搬入できません～

分別されていないごみの排出・搬入

- 「燃やすごみ」「燃やさないごみ」の分別がされていないごみ
- 「資源化物(缶・びん・ペットボトル・紙類等)」が混入しているごみ



※那覇・南風原クリーンセンターでは、分別されていないごみの搬入を認めません。

産業廃棄物が混入した廃棄物の排出・搬入

●産業廃棄物

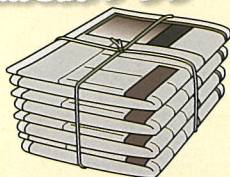


- 廃プラスチック(ケース等)
- 廃蛍光管
- 廃食油
- 金属くず(ハンガー、OA機器、自動車等の部品)
- 発砲スチロール/梱包用ポリエチレン等 等...

(那覇・南風原クリーンセンターに搬入できない廃棄物)

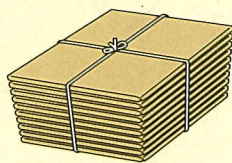
古紙(種類別にヒモでしばってください。)

●新聞紙/チラシ



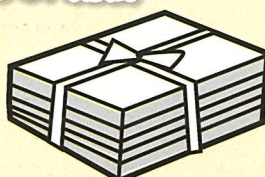
※新聞とチラシは混ぜて出せません

●ダンボール



※テープやホッチキスの針は取る

●OA用紙



※コピー用紙やコンピュータ用紙等

●雑紙類(雑誌/書籍)



※雑紙

●パンフレット ●カタログ ●包装紙 ●お菓子の空き箱 ●封筒や紙袋 ●冊子類 ●厚紙
●ファイル ●メモ用紙 ●カレンダーやポスター ●商品ポップ ●名刺 ●ティッシュ箱/窓付き封筒(ビニール・セロハン部分は取る) など

●かん



※軽くすすいで出す。



●びん



1. キャップを取る。
2. 軽くすすいで出す。

●ペットボトル



1. キャップを取る。
2. 軽くすすぎ、つぶして出す。

かん・びん・ペットボトルは中を空にして出しましょう。

※中に異物が入っている場合は資源化できません。

※社外秘文書

現在、資源化の促進・情報の保持を両立させるために、処分現場でシュレッダー処理するシステムが確立されています。また、製紙会社で立会いの上社外秘書類を溶解しリサイクルする方法もあります。

【合資会社 協和】

南風原町字新川527 TEL.889-4268

【株式会社 ふじ産業】

南風原町字新川560 TEL.889-3722

※細かい雑紙の出し方

●雑誌などに挟む



●封筒に集める...等

●家電4品目

(家庭用の)冷蔵庫/クーラー/洗濯機・衣類乾燥機/テレビ



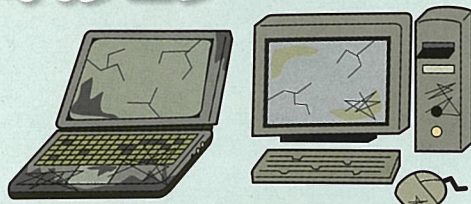
販売店に引き取ってもらうか、郵便局で家電リサイクル料金を支払い、指定引取場所に持込る。

※家庭用電化製品が対象の為、業務用や対象外の製品は産業廃棄物として処理してください。

◎指定引取場所◎

沖縄西濃運輸(株)豊見城物流センター TEL.098-970-4362
豊見城市根50-71

●パソコン



メーカーがわかっているパソコンの場合

メーカの受付窓口にお申し込みください

※ほとんどのメーカーでは、インターネットからの申込みが可能です。

※本体、ディスプレイが別々のメーカー製の場合は、それぞれのメーカーに申込みが必要です。

※料金については、メーカーにお問い合わせください。

メーカーが存在しないパソコン(自作等)の場合

産業廃棄物として排出してください

※一般社団法人パソコン3R推進協会が回収する、メーカー等不存在パソコンは、家庭から廃棄されるパソコンのみが対象です。

●産業廃棄物



スチール機や、小型電気製品、電池や蛍光灯等は産業廃棄物になり、町への搬入はできません。詳しくは住民環境課、若しくは契約している許可業者にご確認ください。

◎産業廃棄物処理業者に関するお問合せ先◎
【(社)沖縄県産業廃棄物協会】 TEL.878-9360

●消火器

消火器の処分は「(社)日本消火器工業会が販売代理店(特定窓口)」と協力して行っております。



◎南風原町の特定窓口◎

【有限会社 新垣産業】

宮城231 TEL.889-2926

◎問い合わせ先◎

【株式会社消火器リサイクル推進センター】

TEL.03-5829-6773 HP <http://ferpc.jp/>

●草木類



※草木類は、那覇・南風原クリーンセンターへ搬入できません。草木類の再資源化にご協力ください。



町内の草木類堆肥化施設として「株式会社 美玉開発」では、有料引取をしています。
【株式会社 美玉開発】神里409 TEL.889-7143

「はえはるるりサイクループ」とは、リサイクループとは、食産車などから出た食べ残しや売れ残りやを肥料や飼料にして、農産生産者が農畜産物の生産に利用し、それを再び食産車などが投入する仕組みをいいます。それを再び食産車などが投入する仕組みをいいます。一般家庭や飲食店、保育所なども含め、その中心をめぐっての「はえはるるりサイクループ」とも呼ばれます。

事業系ごみのよくある質問

Q1. 事業所とは？

A1. 飲食店、店舗、事務所、デパート、学習塾、ホテル、銀行、公共機関などが該当します。

Q2. 少量であれば、家のごみと一緒にだしてもいいですか？

A2. 商店や会社など、事業活動に伴って排出された事業系ごみは量の多少に関わらず、家庭のごみとして出すことは禁止されています。

事業系ごみの処理は、町の許可業者へ処理を依頼するか、事業者自ら町の処理施設（那覇・南風原クリーンセンター）に搬入してください。

Q3. 従業員の個人ごみ（飲食物、弁当容器等）は、どのように処理すればいいですか？

A3. 事業所から排出する場合、従業員個人の飲食物等に関しても事業系ごみとして処理するようにお願いします。

Q4. アパートなどの共同住宅に店舗・事務所を構えている場合、共同住宅のごみ集積所に事業系ごみを出してもいいですか？

A4. 共同住宅のごみ集積所は家庭系のごみを出す場所ですので、事業系ごみは出せません。
事業者自らの責任において適正処理してください。

Q5. 事業系ごみを取りにきてもらうにはどうしたらいいですか？

A5. 南風原町事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託してください。（表紙の一覧を参照してください。）

※事業系ごみの処理を他人に委託する場合は、必ず許可を受けた業者に委託してください。

※許可のない業者に委託した場合は、廃棄物処理法による処罰の対象になります。

Q6. 自社の敷地内なら、焼却や埋め立てはできますか？

A6. 許可のない焼却や埋め立ては廃棄物処理法で禁止されています。これに違反した場合は廃棄物処理法により処罰されますので、絶対に行わないようにしてください。

（不適正排出する行為は、不法投棄に該当し、処罰の対象となります。）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（投棄の禁止）

第十六条

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

（焼却禁止）

第十六条の二

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又は之に基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

（罰則）

第二十五条

次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者
- 十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は罰する。

第三十二条

法人代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 三億円以下の罰金刑

資源物等取扱業者

名称	所在地	電話	取扱品目
(資)協和	南風原町字新川527	889-4268	紙・社外秘文書・アルミ 等
(株)ふじ産業	南風原町字新川560	889-3722	紙・社外秘文書・アルミ 等
(有)新垣産業	南風原町字宮城231	889-2926	消火器
(株)美玉開発	南風原町字神里409	889-7143	草木類
牧港商事(株)	南風原町字新川423-2	889-0319	廃蛍光管・バッテリー・タイヤ・産業廃棄物 等
(株)拓琉金属	豊見城市豊崎3-21	987-4394	鉄屑・非鉄金属・廃車・家電4品目
(有)沖縄化製工業	南城市大里字大城1927	945-6516	廃食油・動植物性残渣
(株)国吉商店	糸満市西崎町5-1-2	840-9244	鉄屑・非鉄金属・紙
(有)平良空瓶店	浦添市沢岬1260	874-8652	生きびん
三和金属(資)	浦添市勢理客4-21-7	877-5346	非鉄金属 等
(株)環境ソリューション	沖縄市登川3320-1	937-8660	廃蛍光管・水銀含有廃棄物・産業廃棄物 等

※上記以外の資源物取扱業者もありますので、電話帳・インターネットなどでご確認ください。

※直接搬入をされる場合、事前に搬入方法・搬入日時等をご確認の上搬入してください。

那覇・南風原クリーンセンター地図



問い合わせ先

- ごみの分け方・出し方・資源化について
- 許可業者について

【南風原町 住民環境課 生活環境班】

〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686

TEL.(098)889-1797 FAX.(098)889-7657(代表)

- 自己搬入について

【那覇・南風原クリーンセンター】

〒901-1105 沖縄県島尻郡南風原町字新川650

TEL.(098)882-6701 FAX.(098)882-6722